

# 第2期遠賀町自立推進計画

平成22年3月

遠賀町

## 目次

(1)はじめに	1
(2)遠賀町自立推進計画とは	2
(3)第1期行動計画での成果	3
(4)遠賀町を取り巻く社会情勢	5

## 自立推進施策大綱

1. 職員定数及び給与の見直し	7
2. 組織・機構の見直し	9
3. 特別職の定数及び報酬等の見直し	10
4. 行政委員会・附属機関等の見直し	11
5. 補助金の見直し	12
6. イベントの見直し	13
7. 施設運営の見直し	14
8. 業務委託等の見直し	15
9. 財産の見直し	17
10. 事務事業の見直し	18
11. その他の見直し	19

# 自立推進施策大綱

## (1)はじめに

地方自治体の行財政運営は、これまで国からの依存財源に大きく頼っていました。そのため、平成 15 年度、国の三位一体改革による国庫補助金・税源移譲・地方交付税の見直しで、遠賀町の財政状況は非常に厳しくなることが予想されました。そこで、平成 16 年度、市町村合併による財政基盤の強化と住民サービスの維持を図るため、遠賀郡 4 町で合併に向けた協議（法定協議会）が本格的に動き出しました。

しかし、協議を進めて行く中、同年度に遠賀郡 4 町の合併は白紙となり、遠賀町は引き続き単独自治体として、まちづくりを進めていくことになりました。そのため、行財政運営の健全化・効率化を図り、足腰の強い財政基盤の構築とこれまでの住民サービスを維持しながら、遠賀町の特徴を生かしたまちづくりを進めていくことが求められたのです。

そこで、行財政運営の抜本的改革を実行するため、平成 17 年 3 月に遠賀町自立推進計画と遠賀町自立推進計画行動計画を策定し、行財政運営の健全化・効率化を図りながらも、魅力あるまちづくりを目指しました。この 2 つの計画は、従前の行財政運営を実施するのではなく、新たな改革を実行し、歳入の拡大と歳出の縮減に取り組みながら、住民サービスを低下させずに住民と行政が協働するまちづくりを推進していくものです。

今回、この 2 つの計画を第 1 期(行動)計画と捉え、第 1 期計画の基本方針を踏襲した、第 2 期遠賀町自立推進計画(第 2 期計画)と第 2 期遠賀町自立推進行動計画(第 2 期行動計画)を策定し、引き続き財政基盤の強化と行政サービスを低下させない、協働のまちづくりを継続していくものです。

## (2)遠賀町自立推進計画とは

行財政改革を実行する基本的な計画を一般的に行政改革大綱といいます。また、この行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを実施していく計画が、集中改革プランです。このプランは、国(総務省)から平成 17 年 3 月に示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」になります。また、プランでは、平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み目標を可能な限り数値化して、住民にわかりやすく示し、平成 17 年度中に公表することが求められていました。取り組み目標の数値は、平成 16 年度を基準(第 2 期行動計画では平成 21 年度を基準)として、各年度と比較したものになります。大綱に基づいたプランにおいて、集中的に具体的な取り組みを実施することで、行財政改革を実行することになります。

遠賀町では、行財政改革を実行する基本的な計画を、遠賀町自立推進計画、その具体的な取り組みを実施していく計画が、遠賀町自立推進計画行動計画ということになります。

計画期間 第 1 期計画・行動計画 平成 17 年度～平成 21 年度  
第 2 期計画・行動計画 平成 22 年度～平成 26 年度

### 基本方針

基本方針とは、行財政改革を実行するうえでの基本的な考え方で、3つの方針があります。

### 1．行財政運営の健全化・効率化

国県の政策変更に対応できる行財政運営  
効率性の向上を視点とした事務事業

### 2．行政サービスの向上

行政サービスの維持  
行政サービスの適正化

### 3．行政基盤の強化

住民との協働  
職員の技術向上とコスト意識の高揚

### 自立推進施策大綱

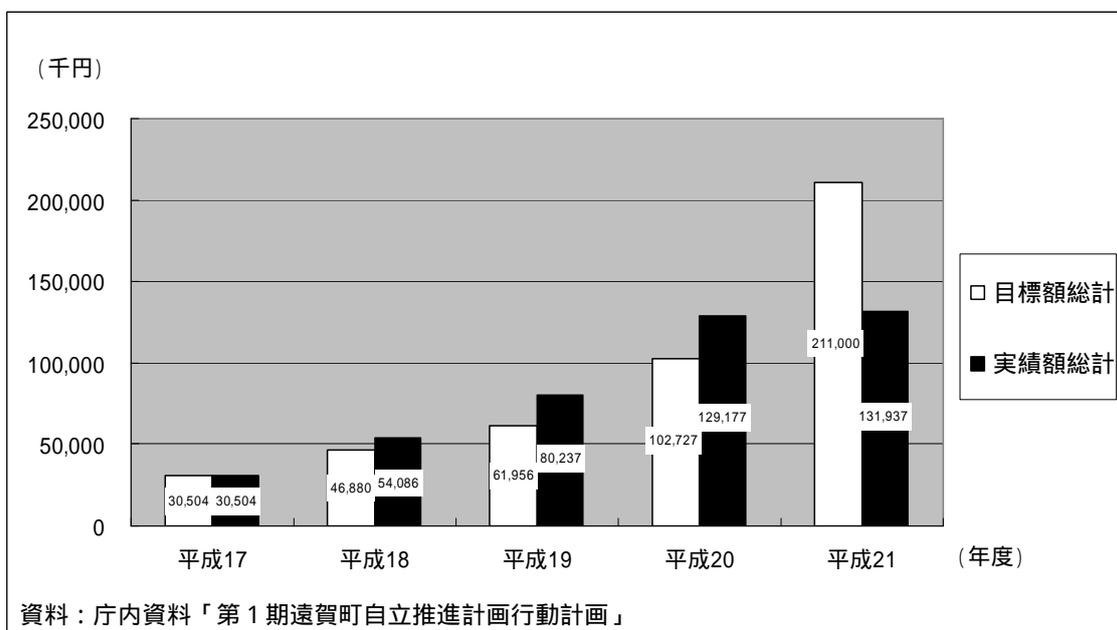
施策大綱とは、基本方針を実現するために取り組むもので、10 項目の大綱があります。

1. 職員定数及び給与の見直し
2. 組織・機構の見直し
3. 特別職の定数及び報酬等の見直し
4. 行政委員会・附属機関等の見直し
5. 補助金の見直し
6. イベントの見直し
7. 施設運営の見直し
8. 業務委託等の見直し
9. 財産の見直し
10. 事務事業の見直し

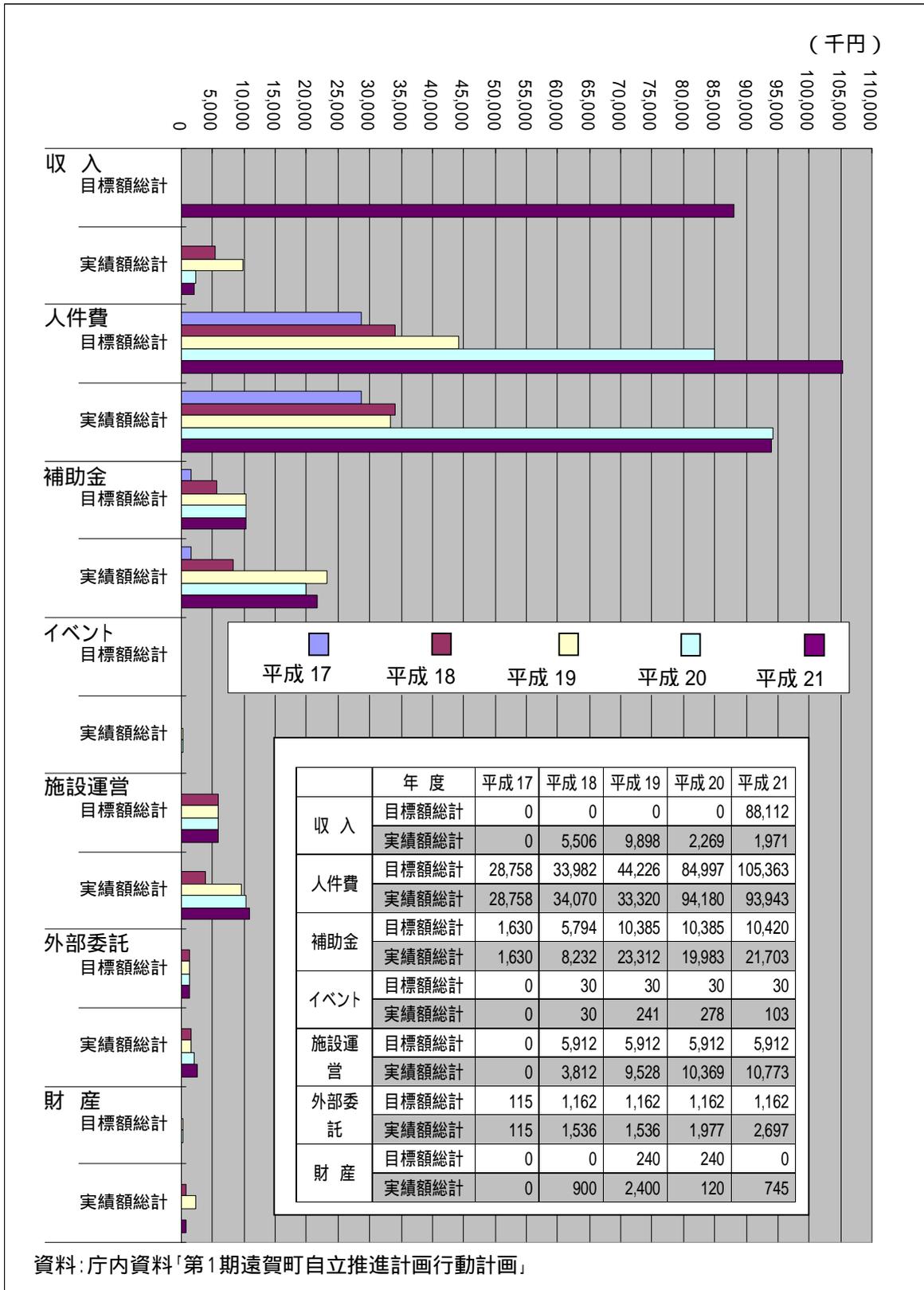
### (3) 第1期行動計画での成果

基本方針を実現するため、10項目の施策大綱による取り組みを実施した結果、次のとおり財政効果額が算出できました。財政効果額とは、平成16年度と行動計画の各年度実行成果を比較した数値です。平成21年度を除き、目標額を上回っていますが、項目によっては目標額を達成できていないものもあります。

財政効果額の推移



# 財政効果額の内訳



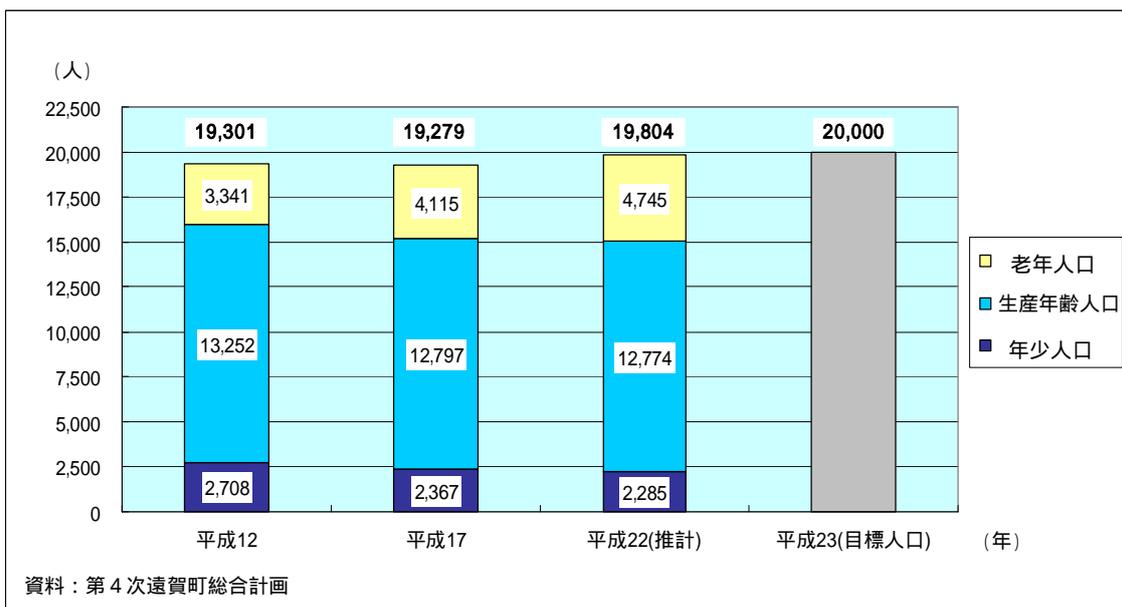
#### (4)遠賀町を取り巻く社会情勢

平成17年、日本の人口は戦後始めて減少しました。少子高齢化が一層顕著になり、生産年齢人口も減少し続けています。遠賀町でも同様に、今後新たな施策を講じなければ、今後さらに人口減少・少子高齢化等が進行することが予想されています。

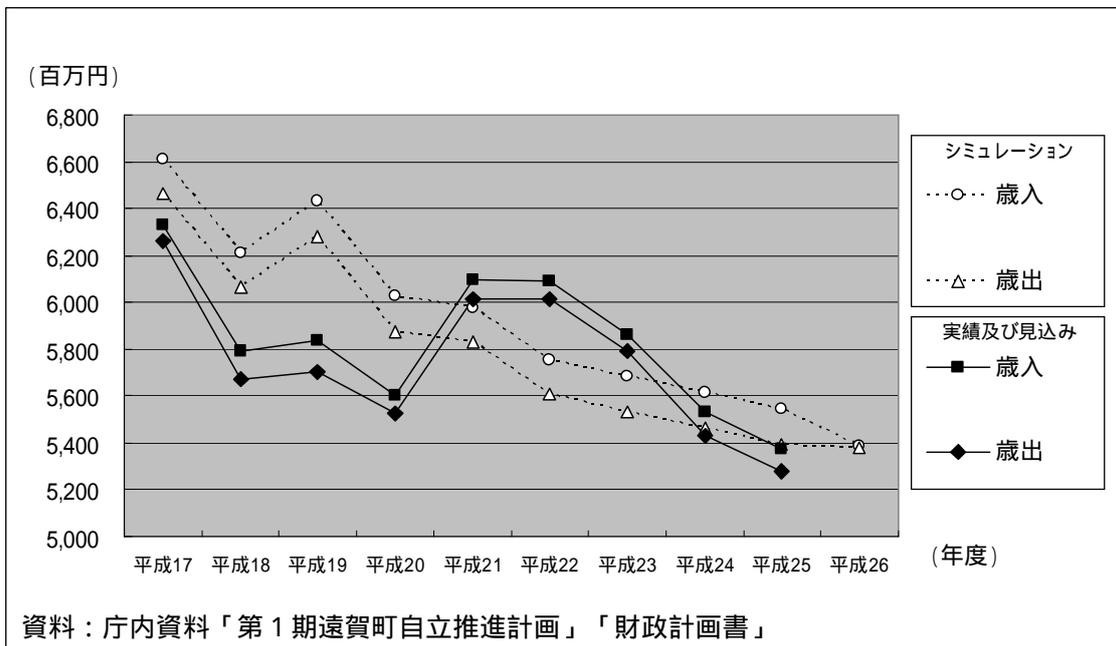
そういう状況の中、住民ニーズは多様化・高度化し、質の高い行政サービスの提供が求められています。そのため、行政サービスへの経費や社会保障関係費等義務的経費の増加が懸念される中、国の三位一体改革により、平成12年度に約20億円あった遠賀町の地方交付税は減少し続け、平成17年度から平成20年度までは11億円から13億円の間に推移し、今後も同水準が予想されていました。しかし、地方交付税は平成21年度、社会情勢の変化から平成22年度には増加する見込みです。また、地方税は権限移譲等で平成19年度まで増加していましたが、平成20年10月のリーマンショックに伴う世界的な不況の影響で、今後は減少する見込みです。遠賀町は、今後中長期的な展望として、歳入を確保し、歳出を縮減する身の丈にあった行財政運営の推進が課題です。

今後、遠賀町の行財政運営を推進するためには、これまでの取り組みの成果を検証しながら、新たな取り組みを検討・実施することが求められています。そのため、第1期計画の基本方針を踏襲した第2期計画と第2期行動計画に積極的に取り組むことが、行財政運営の健全化・効率化につながるとともに、協働するまちづくりを継続することになります。

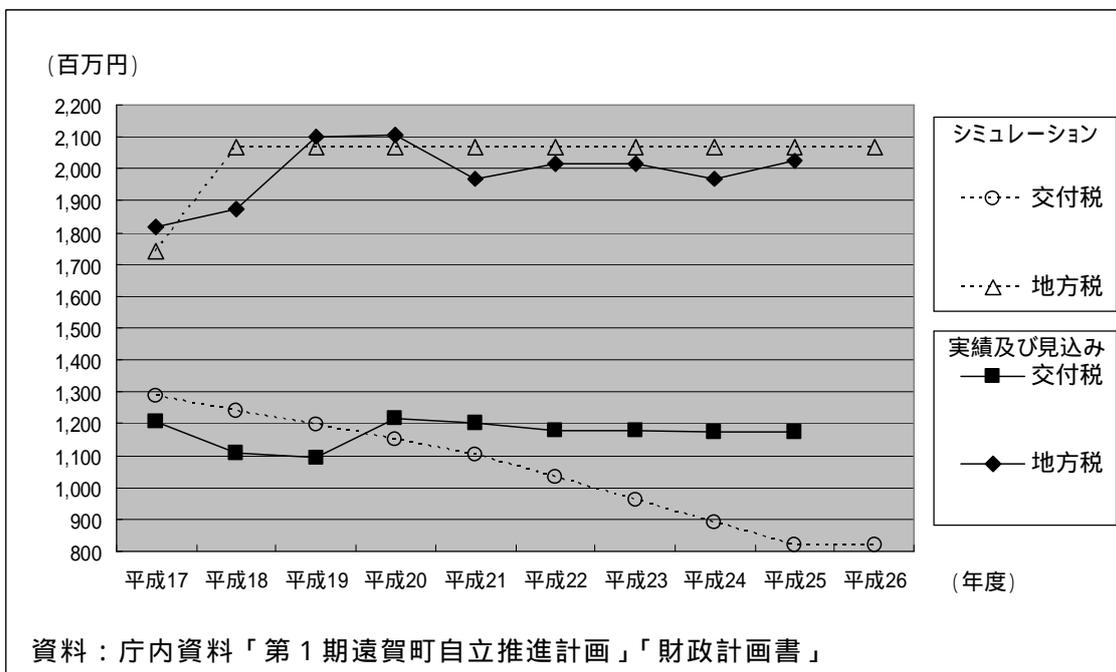
遠賀町将来人口推計



### 歳入・歳出の推移



### 地方交付税・地方税の推移



# 1. 職員定数及び給与の見直し

## 現状と課題

職員定数の適正化を図るため、平成 19 年度に「遠賀町定員管理・適正化計画」を策定しました。また、組織の活性化と財政の健全化を図る、退職勧奨制度を導入し、これまで 3 人が制度を利用しています。第 1 期行動計画では、平成 21 年度までの目標定数を 118 人とし、平成 21 年度末にはほぼ目標数値を達成しました。しかし、国は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、平成 21 年度末の定数に対して、さらに 5.7% 程度の合理化を要請しています。昨今、福岡県介護保険広域連合等に職員の派遣を余儀なくされる等、庁舎内における職員数での業務は非常に厳しい状況です。遠賀町は、経常収支比率に占める人件費の割合が類似団体の平均より低く、今後権限移譲が進み業務量が増えると、行政サービスへの影響が懸念されます。行政サービスを低下させず、少子高齢化に対応するためには、一定の職員数も必要と考えられます。

また、これまで給与等の見直しとして、給料のみならず、各種手当等の見直しを行い、人件費の抑制に努め、平成 21 年度までに約 2 億円の財政効果額が算出できました。今後は、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、職員の職務と能力に応じた適正な処遇を行うことが必要です。

## 今後の方向性

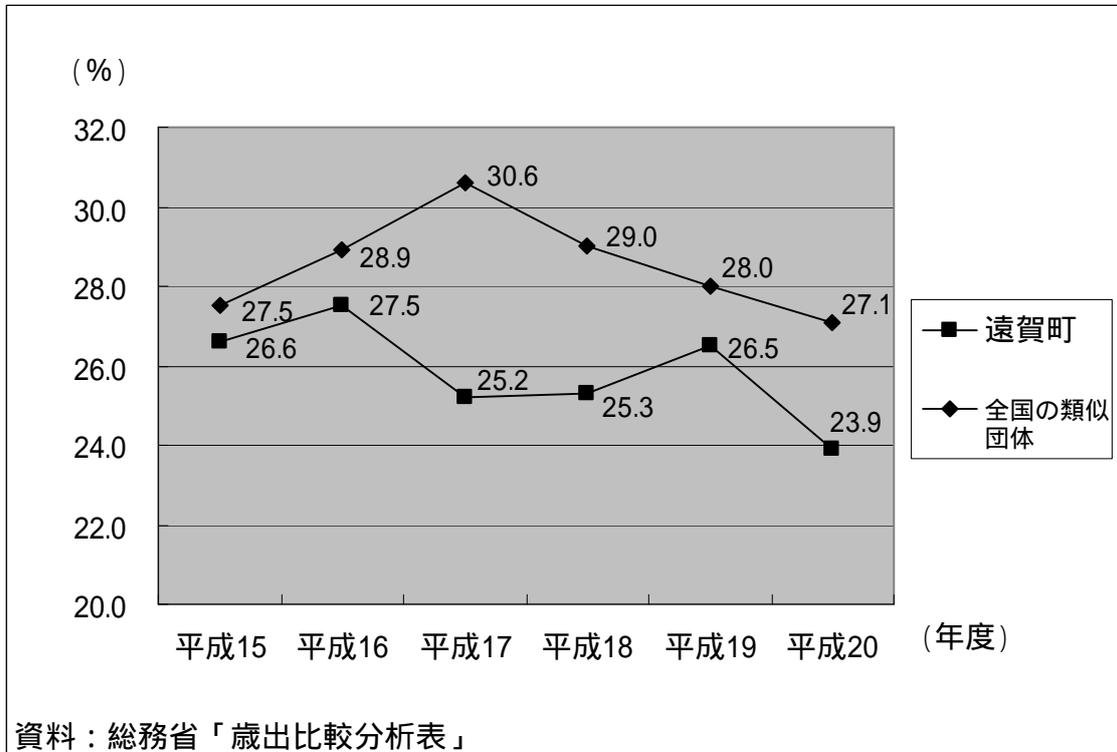
### 職員定数の検討

指定管理者制度等の活用により、引き続き職員定数の縮減に努めます。また、現職員定数を検証し、「遠賀町定員管理・適正化計画」の見直しを検討します。さらに、新たな行政需要や育児休業に伴う臨時職員等の適正配置に努めます。

### 給与等の適正化

給与は、国・県の給与制度に準拠することを基本とし、また各種手当については、国・県及び近隣自治体との均衡を図りながら、見直しを検討します。さらに、職員の職務と能力に応じた適正な処遇を行い、給与等の適正化に努めます。

經常收支比率（人件費）



## 2. 組織・機構の見直し

### 現状と課題

これまで、組織・機構の見直しとして、機構改革を実施し、平成16年4月には13課・1局(33係)、平成18年4月には11課・1局・1室(33係)になりました。また、平成19年度から限られた行政資源(職員)の有効活用と効率化を目指したグループ制の導入に向けた検討を行いました。しかし、福岡県内で導入している自治体の事例等を調査研究する中、遠賀町に導入した場合、メリットが少なく、逆にデメリットの部分が多いことから、平成21年度に制度として、グループ制を導入しないことになりました。ただ、平成22年度からグループ制のメリットである業務の共同化・効率化を目指した機構改革を実施し、11課・1局(30係)と組織・機構の再編を行いました。今後も職員定数に基づきながら、社会情勢に対応した柔軟な機構改革の実施が求められています。

また、住民ニーズが多様化・高度化する中、質の高い行政サービスの提供や職員の専門的知識の習得も課題となっています。

### 今後の方向性

#### 柔軟な機構改革の検討

社会情勢や住民ニーズを考慮しながら、今後のまちづくりにおいて、効果的・効率的な機構改革を必要に応じ検討します。

#### 職員の資質向上

質の高い行政サービスを提供するために、職員研修の充実を図り、職員の資質の向上と育成に努めます。

### 3. 特別職の定数及び報酬等の見直し

#### 現状と課題

常勤特別職の定数として、地方自治法の改正により、平成 19 年 7 月に収入役制が廃止され、三役体制になりました。また、非常勤特別職の委員数は第 1 期計画策定時において、562 人でしたが、平成 21 年度末には 503 人と削減目標値の 10% を達成しています。定数見直しによる財政効果額は、平成 21 年度末までに約 6,500 万円が算出できました。ただ、非常勤特別職は住民の意思を十分に反映させることできるよう、一定の定数が必要であると考えられます。

また、常勤特別職の報酬は、三役の給料月額を引き下げ等を行い、さらに、非常勤特別職の報酬についても特別職の報酬に準じた見直しを行った結果、平成 21 年度までに約 1,800 万円の財政効果額が算出できました。今後も報酬等については、社会情勢等を勘案しながら、見直しを検討する必要があります。

#### 今後の方向性

##### 非常勤特別職定数の適正化

これまでの取り組みを継続するとともに、住民の意見を反映する定数の適正化に努めながら、見直しを検討します。

##### 特別職報酬等の適正化

常勤特別職の報酬は、特別職報酬審議会の答申を尊重し、適正化に努めます。また、非常勤特別職の報酬は、これまでの取り組みを継続するとともに、近隣自治体との均衡を図りながら、見直しを検討します。

## 4. 行政委員会・附属機関等の見直し

### 現状と課題

行政委員会のうち、農業委員会は平成 20 年度に 1 名定数の削減を行いました。しかし、平成 22 年度に京築北九州農業共済組合が誕生し、遠賀町の農業共済事業の統合が図られたことに伴い、今後農業委員会の定数の見直しが考えられています。そのほかの行政委員会についても、定数の見直しが考えられますが、行政運営に支障がない見直しが必要です。

また、附属機関等は条例・規則・要綱等で設置根拠を明確にしており、第 1 期行動計画において、平成 18 年度から順次、整理区分基準に照らし、設置の適正化と効率的な機能の発揮を図りました。今後も行政サービスに支障がない見直しが必要です。

ただ、行政委員会・附属機関等とともに住民の意思を十分に反映させるためには、一定の定数が必要だと考えられます。

### 今後の方向性

#### 行政委員会定数の検討

行政委員会の現定数を検証しながら、行政運営に支障がない定数の見直しを検討します。

#### 附属機関等の適正化

これまでの取り組みを継続するとともに、行政サービスに支障がない見直しを検討します。法令で設置が義務付けられている附属機関は定数の見直しを、そのほかの附属機関は廃止や定数の見直しを検討します。また、新規に設置が必要な附属機関等は、定数やその設置意義等について十分に検討します。

## 5. 補助金の見直し

### 現状と課題

平成 17 年度、すべての補助金交付事業に対し、総括的な補助基準の設定として、補助対象となる事業の基準及び補助金等交付の基準を示す補助金等交付基準を制定しました。

また、10 万円以上の補助金を交付している事業は、それぞれ補助金交付要綱等を整備し、さらに 10 万円未満の補助金を交付している事業についても、一括して基準額未満補助金等交付規則を制定しています。第 1 期行動計画において、すべての補助金に対して、国・県の補助基準が設定されている場合は、その範囲内で補助することを前提に、補助金交付の根拠となる要綱等を整備しています。

交付基準及び交付規則、交付要綱等に基づき、第 1 期行動計画の成果として約 7,400 万円の財政効果額が算出できました。今後は、これまでの補助事業の検証と今後の在り方、補助金額の妥当性の検証が求められています。

### 今後の方向性

#### 対象事業の妥当性

交付基準及び交付規則に基づいた補助事業の妥当性を検証します。また、新たに補助を行おうとする事業は、交付基準及び交付規則に基づき、関係機関等と十分に協議したうえで、補助対象の可否を決定します。

#### 補助金額の妥当性

補助金交付要綱等に基づいた補助金額の妥当性を検証します。とくに、第 1 期行動計画で見直しを行っていない補助金は、関係団体と協議しながら、見直しを検討します。

## 6. イベントの見直し

### 現状と課題

第1期行動計画による取り組みとして、事業内容を精査した結果、現在行っているイベントの多くは、国・県等の補助事業の活用やボランティア団体等の協力により、経費の縮減が図られています。今後は、国・県等の補助金がなくなった場合のイベントの在り方やイベント経費のさらなる縮減の検討が求められています。

また、イベントの中には効果や目的等が類似しているものも存在します。今後、それらのイベントの在り方やその統廃合が課題となってくることが考えられます。

### 今後の方向性

#### 経費の縮減

国・県等の補助事業を最大限活用し、経費縮減を図るとともに、事業内容を十分に精査します。

#### 効果や目的等の明確化

効果や目的等を明確にするとともに、イベントの統廃合や見直しを検討します。

## 7. 施設運営の見直し

### 現状と課題

第1期行動計画では、施設使用料や減免基準の見直しを行い、一定の成果が上がっています。今後は、類似施設の施設使用料を勘案し、現在の使用料や減免基準の妥当性を検証する必要があります。

また、平成18年9月から遠賀町立図書館、平成19年4月からは、遠賀町ふれあいの里に指定管理者制度を導入し、現在、2期目として平成22年度から平成26年度までの5年間、指定管理者制度で施設運営を行っています。遠賀霊園については、制度の導入を検討しましたが、施設内に職員が配置されていなかったため、導入メリットが少なく、委託内容の見直しを行ったことで、管理運営経費の縮減を図りました。また、遠賀総合運動公園や遠賀町第1・2町民体育館、遠賀町武道場は、近隣自治体の状況調査を行い、平成21年度までに制度を導入する予定でしたが、導入に至りませんでした。今後、制度の導入を視野に入れ、さまざまな角度から検討を行いながら、業務委託内容の精査が必要となってきます。

### 今後の方向性

#### 施設使用料の検証

現在の施設使用料や減免基準の妥当性を検証します。

#### 管理運営の見直し

指定管理者制度の導入、部分委託や同一業務の一括委託等について、業務内容を十分に精査しながら調査研究を行い、管理運営経費の縮減を図ります。

## 8. 業務委託等の見直し

### 現状と課題

第1期行動計画では、業務委託について見直しを行った部分が少なく、地方自治法による基準額未満の業務委託は、従来どおりの随意契約を行っているのが現状です。随意契約の場合も入札制度のように、競争の原理が働く制度の確立として、プロポーザル方式の導入等が求められています。一方で、基準額以上の業務委託について、平成19年度から入札の競争性・透明性・公平性を高めるため、指名業者の事前公表の廃止等、見直しを行いました。さらに、平成21年度からは工事成績評定、条件付一般競争入札を導入し、発注業者の適正化を図っています。今後も、適正に入札制度を運用していく必要があります。

遠賀町は、類似団体に比べ経常収支比率に占める物件費の割合が高くなっています。物件費の大部分は、業務委託費で占められているため、その削減には、委託内容の精査が必要です。とくに電子計算機に関する管理運営等に関する業務委託として、制度改正によるシステムの改修や構築等により、委託費が増大し続けています。遠賀町のシステムはすでに導入から10年が経過し、システム設計が古く汎用性がないため、他自治体でほとんど使用されていません。そのため、遠賀町単独システムとして、管理運営を行っていることが、委託費の増大につながっていると考えられます。

### 今後の方向性

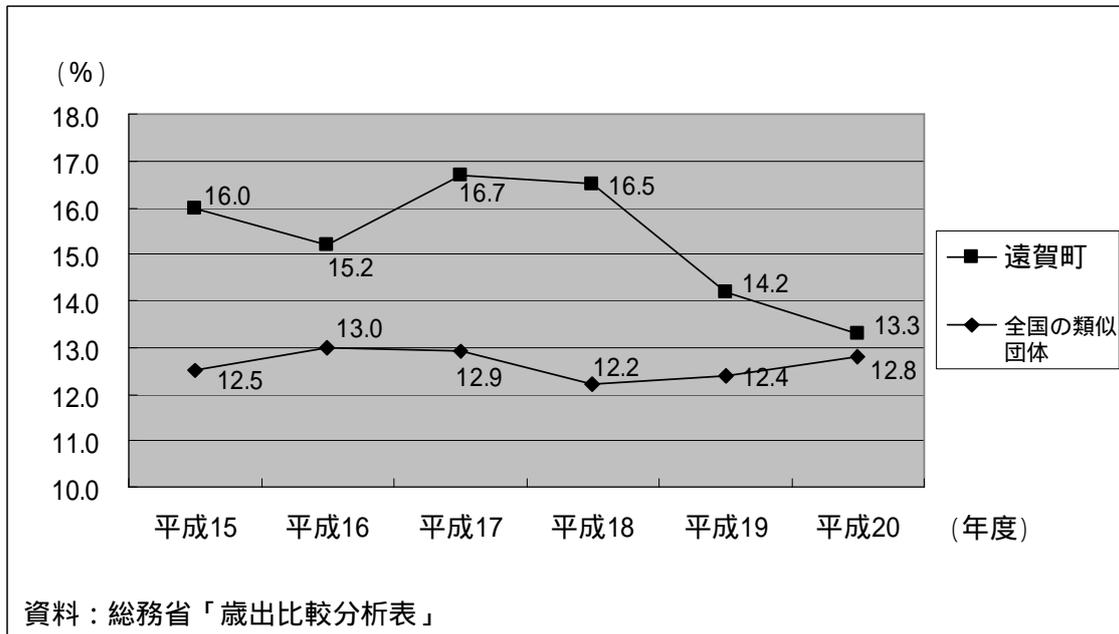
#### 契約制度の見直し

現在、随意契約している業務委託について、一定の基準額以上のものについて入札制度やプロポーザル方式の導入を検討します。また、入札制度は適正に運用することができる取り組みを推進します。

#### 委託内容(手法)の見直し

業務委託の内容を精査し、効率的な業務委託に努めます。また、電子計算機に関する管理運営等に関する業務委託は、委託費の縮減を図るため、汎用性のあるシステムを導入し、近隣自治体との共同利用に向けた取り組みを推進します。

経常収支比率（物件費）



## 9. 財産の見直し

### 現状と課題

第1期行動計画において、処分可能な使用目的のない町有地13件のうち、6件を処分、1件を賃貸借契約し、約1,600万円の財政効果額が算出できました。残りの6件についても、平成21年度に処分金額を下げる等、その促進を図りましたが、処分に至りませんでした。今後も処分地の速やかな処分が求められています。景気の低迷が続いていること、その利用価値や資産価値に課題があるのが現状です。第1期計画策定後、平成17年度から平成21年度に土地開発公社で先行取得した事業用地は、使用目的が未定のものがなく、今後も適正な土地の取得が望まれます。

また、公用車は第1期行動計画で適正数を精査し、集中管理車制度を導入しました。今後も集中管理車制度を継続し、さらなる適正数の検討が必要です。

今後、効果的・効率的な遠賀町の行政経営が求められ、住民に対する財政状況を積極的に情報開示し、行政運営の透明性の向上を図る必要があります。

### 今後の方向性

#### 町有地の処分・取得

処分可能な町有地を速やかに処分するため、賃貸借も含め、利用方法等を検討します。また、今後も土地開発公社で事業用地を先行取得する場合は、事業中止等における当該土地の利用価値等を勘案しながら、十分に検討したうえで、取得の可否を決定します。

#### 公用車の管理

集中管理車制度の全車導入を検討するとともに、適正数をさらに見直します。また、廃車等に伴う新たな公用車の導入は、購入とリースによる維持管理経費を比較しながら、経費削減に努めます。

#### 行政経営の透明性の向上

公会計制度の導入を推進し、資産・債務を適正に管理する資産台帳を整備し、資産・コスト情報の開示による財政状況を公表することで、行政経営力の向上や行政運営の透明性の向上を図ります。

## 10. 事務事業の見直し

### 現状と課題

第1期計画における事務事業評価制度の導入として、平成18年度に事務事業評価制度を構築、平成19年度に試行、平成20年度に実施しました。平成21年度には、これまでの課題を踏まえ、成果指標を導入し、本格的に実施しています。この制度は、事業の必要性・有効性を評価し、その適正化・効率化を図るものです。今後も制度の再構築を図りながら、制度のさらなる精度を高め、行政運営の透明性の向上を図る必要があります。

また、住民ニーズが多様化・高度化する中、事務事業を行ううえで、住民や事業者との協働は必要不可欠です。行政運営の住民参加として、イベント等で一部協働が図られている部分がありますが、今後さらなる一体性のある事業展開を推進する必要があります。

### 今後の方向性

#### 事務事業評価制度の活用

事務事業評価制度を継続し、事務事業の見直しを推進します。また、行政運営の透明性の向上を図るため、事務事業評価制度を再構築しながら、評価精度を高めます。

#### 協働のまちづくりの推進

情報公開を推進するとともに、豊かなふるさと遠賀寄附金の啓発を図る等、協働のまちづくりを推進します。また、行政運営に住民等が主体的に関わることのできる制度の構築を検討します。

## 11. その他の見直し

### 現状と課題

平成 19 年度から新たな財源の確保として、遠賀町ホームページ・遠賀町コミュニティバス・広報おんがに民間事業者等から有料広告を募集し、新たな収入を生み出しました。これまでの実績として、平成 19 年度に約 61 万円、平成 20 年度に約 82 万円、平成 21 年度には約 115 万円と着実に広告収入が増加しています。掲載枠数は、ホームページ 9 枠(トップページのみ)、バス 12 枠(平成 21 年導入車には 5 枠)、広報おんが 8 枠となっています。この中で、バスの広告掲載数は少なく、今後申込者を増やす啓発や取り組みが課題です。一方で、ホームページや広報誌は申込者が多く、掲載枠を増やすことを検討する必要があります。

また、社会情勢の変化に伴い、税等の納付方法について、多様化する住民ニーズに対応した手法の導入が求められています。

### 今後の方向性

#### 収入の確保

有料広告の掲載促進を図るとともに、掲載枠の拡大を検討します。さらに、そのほかの広告媒体について、導入を検討します。

#### 新たな納付手法の導入

多様化する住民ニーズに対応しながら、税等の納付率向上のため、コンビニ納付等の手法を導入します。